

安全輸送に関する取組と公表

福留交通観光では、下記のとおり輸送の安全に関する取組と公表を行っております。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 旅客輸送に携わる物は、現場の安全に必要な事項を明確に運行管理者に伝えます。
- (2) 運行管理者は、旅客安全輸送に関する必要事項を明確に乗務員に伝えます。
- (3) 社長及び役員・社員一同が安全確保に最善を尽くします。
- (4) 輸送の安全に関する法令及び関連する規定を遵守し忠実に職務を遂行します
- (5) 旅客輸送の安全のために必要な事項の情報についての積極的かつ正確な公表を行います。

2. 輸送の安全に関する目標及び達成状況

自動車事故報告規則に規定する事故報告

事故撲滅・有責事故件数 0 件 (道路交通法に基づく安全輸送・健康に起因する事故の発生)

年 度	人身事故	対物・車両事故	苦 情
令和 5 年度	0 件	0 件	1 件
令和 6 年度	0 件	1 件(物損)	1 件
令和 7 年度	0 件目標	0 件目標	0 件目標

令和 7 年 4 月 1 日更新

- (1) シートベルト着用の強化と徹底 (着座確認・シートベルト着用案内の徹底)
- (2) 飲酒運転防止の徹底
- (3) 交通ルールの徹底・危険運転防止の徹底
- (4) 人身事故・物損事故 0 件・重大事故 0 件
- (5) 安全への意識向上の徹底

※令和 6 年度 事故・違反に関する行政処分は無かったことを報告致します。

※令和 6 年度 物損 1 件・苦情 1 件報告有りに関しまして、ドライブレコーダー画像を
分析し、画像記録を基に乗務員指導改善を行いましたことを報告致します。

目標達成のための計画

- 運行管理者は規程の通り乗務員教育を確実に実施し指導します。
 - 事故対策機構による（適齢診断・初任診断・一般診断）の徹底と、結果に基づく個々の指導の徹底を行います。
 - 運行管理者は点呼の際、アルコールチェックシステムを確実に実施使用します。
 - 運行管理者はドライバーの健康診断結果を把握し、必要な指導がある者には再診及び健康管理指導を行います。
- 又、年2回の健康診断・生活習慣病アドバイザーの食生活等講習の開催を実施します。
- ドライブレコーダーの搭載及び、デジタル記録に基づく指導を徹底致します。
 - 整備管理者は、決められた法定点検及び日常点検等を確実に実施し不具合の発生・報告は直ちに対処します。
 - 接遇のための指導を徹底しております。
 - 外部講習（消防署・警察署）での講習を実施し指導を行います。

輸送の安全に関する設備投資額 ※ 安全措置投資額 6千410万円

健康診断年2回・成人病検診・SAS検査費用	1,000,000円
運転適性診断（事故対策機構NASVA）	100,000円
外部機関による講習及び研修費	500,000円
安全対策装置・機器	10,000,000円
その他（乗務員研修費・感染防止対策費）	1,500,000円
新車導入費（ASV安全技術搭載車）	50,000,000円予定
自然災害等への備え（防災セット・バッテリー等）	1,000,000円

安全対策装置・機器：（車間距離警報装置・車線逸脱警報装置・衝突被害軽減装置・後方確認カメラ設置

アイドリングストップ装置・業務アルコール検知器等・他）

3. 自動車事故報告規則に関する弊社の統計

2022年4月1日から2023年3月31日まで 自動車事故報告規程に基づく事故 0件

2023年4月1日から2024年3月31日まで 自動車事故報告規定に基づく事故 0件

2024年4月1日から2025年3月31日まで 自動車事故報告規定に基づく事故 0件

※2024年度 報告

類 型	件 数
死亡事故	0 件
重傷事故	0 件
軽傷事故	0 件
物損事故	0 件
健康起因事故	0 件
事故報告書提出	0 件

2025年4月1日から2026年3月31日まで 自動車事故報告規定に基づく事故 0件目標

4. 輸送の安全のために講じた措置と及び講じようとする措置と報告

- ① 点呼支援システムを活用し、飲酒検知・免許証確認・健康確認を行い、厳正な点呼執行による安全運行を実現しています。現地宿泊先等からは動画とGPS情報のついた測定結果が会社のパソコンに自動送信され、遠隔地対応のアルコール濃度測定システムを利用したアルコールチェックを実施しています。
- ② 全車ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフを装備しております。
事故防止を徹底するため、ドライブレコーダー記録・映像及びデジタルタコグラフを基に危険情報を分析し、安全運転向上のための指導・改善に役立てています。
- ③ 自動車事故対策機構 NASVA での受診の徹底・指導（個々の癖及び弱点の改善）
- ④ 運輸安全マネジメント勉強会の実施
- ⑤ 警察署での道路交通法に基づく安全講習会・消防署での緊急時の対応（救命受講）
- ⑥ 車両の構造上の特性把握のための講習会（タイヤチェーン装着・点検等）
- ⑦ 健康管理・健康状態の把握の徹底（健康状態・薬の服用・心身のケア・睡眠・SAS等）
- ⑧ 安全確認と運転技術向上指導及びデジタコを活用した教育の徹底
- ⑨ 会社内情報収集及び共有（ヒヤリ・ハット報告等）
- ⑩ 車両整備点検の強化と徹底（ヒューマンエラー等防止）
- ⑪ 安全管理規定の制定の有無及び国への届出の有無の報告 「○」
- ⑫ 直近3年間の運輸マネジメント評価の実施状況の報告 「○」
- ⑬ 直近3年間の民間指定期間における運輸マネジメント認定セミナーの受講報告 「○」

5. 輸送の安全にかかわる教育及び研修の実施状況と報告

運転者に対する（安全運転実技指導・座学指導） R7年度 4月更新

運転者	時期	車種	ルート・他	指導内容	指導歴※指導に携わった者の履歴
一般	12月	実技	車庫内	冬タイヤ装着 タイヤ点検指導 タイヤチェーン装着指導	運行管理者 整備管理者
一般	1月	座学	会社内	運行中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項・災害時の対応 ヒヤリハット報告・共有	運行管理者 整備管理者 運転歴10年以上の指導者
一般	1月	実技	車庫内	リフトバスの正しい操作方法指導 リフトバスの点検・周囲確認指導	運行管理者・整備管理者
一般	2月	座学	会社内(動画指導)	ドライブレコーダー活用指導 映像を用いた危険予知トレーニング	運行管理者
一般	2月	座学	会社内	運転適性診断(専用機器利用) 個々の特性と指導・改善実技指導 運転者の特性に応じた安全運転指導	運行管理者・各担当者
一般	3月	実技	車庫内	事業用自動車の構造上の特性 死角・内輪差及び制動距離 防災訓練と自社の防災基本方針	運行管理者
一般	4月	実技	車庫内	タイヤ交換 車両日常点検のあり方 サービス規程	運行管理者・整備管理者

※上記指導内容は一部報告です。 ※上記指導記録は随時更新致します。 ※教育内容画像は随時更新致します。
全ての教育指導記録は資料作成及びデジタコ記録計を保管しております。 ※一部教育内容の画像添付



タイヤチェーン装着指導・タイヤ点検指導

座学指導

避難訓練 1



リフト車両の正確な操作方法・点検指導

適性診断・個別指導

6. 運転者に対する指導教育

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監査の指針

(平成 21 年 9 月 28 日国土交通省告示第 1022 号) に基づく計画的かつ効果的な教育指導の徹底

(1) 運転者として新しく雇い入れた者に対する指導教育

運転記録証明書によって運転経歴の確認・自動車事故対策機構にて(初任者診断)の受講・健康診断受診をし結果に基づき指導教育・その運転者が担当する業務(走行するコース及び具体的な業務)沿った添乗指導を実施する。

初任者教育時間(ドライブレコーダー等用いた教育及び座学時間 10 時間以上・実務指導 20 時間以上)

(2) 適齢者による指導教育

自動車事故対策機構にて(適齢診断)の受講・健康診断を受診し結果に基づき指導を行う。
結果状況によって実務教育を行う。

(3) 事故惹起者に対する指導教育

事故を起こした場合又は道路交通法に違反した運行を行った場合(事故・苦情等)は
自動車事故対策機構による(特定診断)を受講し結果に基づく指導教育・実務指導教育を行う

(4) 現任運転者の指導教育

運転者の年齢・経歴・能力に応じた共有の教育及び研修等を行い指導教育を実施する
例年 2 月は適性診断機器を用いて全運転者の一般適性診断の実施をする。一般適性診断の結果に基づく個々の指導及び教育を行う。

7. 教育指導内容

- ① 年間教育計画の作成と実施と教育内容の保管
- ② NASVA トレーニング映像を用いた教育及び指導(危険の予測・予知・回避等)
- ③ 日常教育の徹底と改善
- ④ 運行記録・ドライブレコーダー・デジタコ表を活用した運行状況のチェックと個々の教育指導
- ⑤ バスを運転する上での心構えと心得
- ⑥ 道路運送法に基づいた指導・教育(年一回の警察管轄での道路交通法受講)
- ⑦ 事業用自動車の構造上の特性と把握・認識
- ⑧ 乗車中のお客様の安全確保及び乗降時の安全確保
- ⑨ 道路状況の把握・危険箇所等の報告及び情報収集と共有
- ⑩ 自然災害の種類規模の想定及びハザードマップを用いた訓練・指導
- ⑪ 運転者の運転適性に応じた安全指導と訓練
- ⑫ 交通事故に関する生理的・心理的要因
- ⑬ 健康管理の重要性を認識させ健康促進に取り組む(年 2 回の健康診断・健康促進の為の講習)
- ⑭ 異常気象及び災害発生時の緊急対応と訓練の実施(非常用信号器具・非常口・消火訓練等)
※普通救命(消防局管轄)においての受講・救命措置等の訓練・怪我等の応急対応訓練
- ⑮ 特別な教育指導及び適性診断の受講
 - (1) 初任者(初任者適性診断受診・座学 10 時間以上・実技指導 20 時間以上の実施)
 - (2) 適齢者(適齢者適性診断受診・座学及び実技指導)
 - (3) 事故惹起者(特別診断受診・座学・実技等の改善指導)

※これらの教育指導記録は資料作成及びデジタコ記録計を保管し、HP 上安全運転の実技指導にて PDF 表示する

8. 内部監査

各種事故防止の徹底を図り、輸送の安全を確保するため安全に関する内部監査の実施要領の定める

- 1) 実施責任者：安全統括管理者が指名する者又は安全統括管理者
- 2) 実施期間等：年一回以上とする。但し、重大事故や災害等が発生した場合、その他必要と認められる事案が発生した場合は緊急に実施する
- 3) 報告・改善：内部監査にて改善すべき事項が認められた場合は、その内容を速やかに安全統括管理者は経営トップへ報告し、輸送の安全確保に必要な方策を検討し是正措置を講ずること

(監査内容) 内部監査の項目を以下の通り定めることとする

- (1) 規則帳票類の整備
- (2) 運行関係の帳票類の整備
- (3) 過労防止の措置
- (4) 異常気象時等における措置
- (5) 休憩場所・仮眠場所の管理
- (6) 車輛管理状況
- (7) 健康管理状況
- (8) 乗務員の指導教育の状況と記録の整備
- (9) 苦情処理の状況

等に関する監査（内部定期監査・内部監査・内部臨時監査）を実施する

監査の結果、是正すべき事項があった場合は問題点を明らかにして是正措置をとる

9. 一般貸切旅客自動車運送適正化巡回指導監査についての報告

本社営業所：令和7年1月30日 実施

日南営業所：令和6年11月7日 実施

報告：本社・日南営業所共に改善要請・改善指導はなく終了致しました事を報告致します。

10. 重点施策

1) 運行管理体制の強化

- (1) 点呼及び指導監査等の運行管理業務を確実に実施できるよう運行管理者の勤務体制を確立するとともに適任者を育成し資格取得の上で選任する。
- (2) 経営トップは運行管理者の業務の実施状況について、その適否を適宜確認し指導する。
※旅客自動車運送事業運輸規程第48条に規定する運行管理者の業務20項目
- (3) 過労運転を防止する為、運行管理者に対し運転者の拘束時間・運転時間・連続運転時間休憩時間・急速時間等の労働時間を把握管理させる
ドライブレコーダーを活用し指導を行う。

2) 定期車両点検の実施

整備工場及び安全管理部スタッフ車両整備士による点検を年2回以上チェックし行う。

3) 安全装備の充実

ヒューマンエラー等を防止するための装備及び安全・安心の輸送業務に適合する車両の導入を計画的に推進する
(令和2年8月導入済) ドライバーの目と高精度レーダー、両方で見守る新たな安全
様々な場面で安全走行を支援・衝突回避をサポート・全席3点式シートベルト・ASV安全技術搭載車
感染症対策とし空調設備に、プラズマクラスター天井装着
(令和6年2月新型車導入済) (令和6年6月新型車導入予定)
例年2月は適性診断機器を用いて全運転者の一般適性診断の実施をする。一般適性診断の結果に基づく
個々の指導及び教育を行う。

11. 安全統括管理者・運行管理者及び補助者情報・指導内容

安全統括管理者：福留 健一郎 選任日：平成25年12月1日

運行管理者及び補助者数：運行管理者 7名 ・ 補助者数 5名

関係法令、点呼の実施要領の習熟及び事故防止に関する情報の共有化を目的として多様の研修会を実施する
又、年1回運行管理者一般講習を受講し運行管理業務の強化に努める。安全マネジメントセミナーへの受講

12. 整備管理者及び補助者情報・指導内容

整備管理者及び補助者数：6名(補助者含)

関係法令、事故防止・車両不備防止に関する整備点検技術の実技指導及び情報の収集と共有
本社・営業所においての研修会及び年1回の整備者講習の受講を行う

13. 運転者に係る情報

- ① 正規雇用者運転者数 40名
- ② 正規雇用者以外運転者数 0名
- ③ 健康保険・厚生年金・労災保険・雇用保険それぞれの加入者数 40名
- ④ 業務災害補償保険 40名
- ⑤ 平均勤続年数 13年
- ⑥ 平均給与月額水準 A：基準額と同額以上

14. 環境安全対策委員会の開催

環境安全対策及び衛生管理の円滑な運営を期し、従業員の意見を聞き作業等の安全と従業員の福祉のため安全衛生対策の向上を図ることを目的とし討議し運転事故防止に資する

- (1) 運転事故の発生状況及び事故防止対策
- (2) 労働災害の原因及び再発防止対策
- (3) 健康診断の結果の措置と指導

15. 運転適性診断を用いた個別指導（随時）

経営トップ・運行管理者が「自動車事故対策機構 NASVA の運転適性診断」の結果を踏まえ、運転者の安全に関する個別指導を実施する。教育資料は作成し保管する。運転者がそれぞれの性格・安全態度・認知・予知・予測・判断操作能力・視覚機能・個々の癖について自覚・把握することで指導・改善を行い事故防止に有効かつ役立てるドライブレコーダー記録を活用し運転特性の把握と改善を行う。人にも環境にも優しい運転を心掛ける。

16. 運転記録証明書を活用した安全運転指導（年1回）

運転者の承諾を得て取得する（運転記録証明書）を活用し、事業用指導者以外の運転等に関する個々の安全運転に対する心得を指導する。

17. 月別運転事故防止重点の実践・目標

各種運転事故の発生状況、交通安全運動実施を参考に月別の運転事故防止重点目標を策定し、その推進要領を指達し実施結果を報告させている

運輸防災マネジメント

- ① 安全方針と防災の基本方針・自社の防災状況の把握
- ② 頻発化する自然災害への対応力の向上（災害マップを用いた講習会）
- ③ 防災に関する課題と意見具申・防災担当者の選任・関係者との連携
- ④ 災害の種別・程度に対するリスクと対応・防災視点の取り組み
- ⑤ 緊急時の備え・利用者への情報発信

災害に備え、防災担当者を選任し、防災時の人命（旅客・社員・職員・関係者）の安全を最優先し

避難・救助・救護の対策を図る。社員全てが防災時の方針に則って行動できるように対応力向上に努める。

重要業務の維持継続・事業の早期復旧・早期再開に取り組む。

● HP内リンク

（わがまちハザードマップ）（重ねるハザードマップ）で詳しく確認いただけます。

安全方針

安全を最優先に お客様を大切に 意識向上・周知

をモットーに輸送安全の為に会社一丸となり取り組んでおります

安全輸送に関する基本的な方針

輸送の安全確保を使命とし、一人一人が自らの責任と役割を自覚し
お客様からの信頼に応え社会的責務を果たして参ります。

1. 安全を最優先し、組織・風土の構築
2. 安全マネジメント（PDCA：計画・実施・チェック・見直しの徹底）
3. 技術向上と健康の確保
4. サービスの向上とコミュニケーションの推進
5. 基本方針に基づく施策の確実な実施と法令の厳守

有限会社福留交通観光

代表取締役 福留 健一郎